

愛知県スポーツ顕彰規程

(趣旨)

第1 この規程は、国際的なスポーツの競技大会等において優れた成果を挙げるなど、本県スポーツの向上と振興に関し、特に功績が顕著な者に対して、知事が行う表彰（以下「スポーツ顕彰」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(愛知県スポーツ功労栄誉大賞、愛知県スポーツ栄誉大賞、愛知県スポーツ栄誉賞及び愛知県スポーツ功労賞の授与)

第2 スポーツ顕彰は、愛知県スポーツ功労栄誉大賞、愛知県スポーツ栄誉大賞、愛知県スポーツ栄誉賞又は愛知県スポーツ功労賞を授与することにより行う。

(顕彰の対象)

第3 愛知県スポーツ功労栄誉大賞、愛知県スポーツ栄誉大賞、愛知県スポーツ栄誉賞及び愛知県スポーツ功労賞は、スポーツの分野において、主として本県を活動の基盤としている者で、それぞれ次に掲げる者に対して授与する。

1 愛知県スポーツ功労栄誉大賞

愛知県スポーツ栄誉大賞の受賞者で、オリンピック競技大会においてさらに優れた功績を挙げた者

2 愛知県スポーツ栄誉大賞

オリンピック競技大会において2大会以上連続して1位となった者

3 愛知県スポーツ栄誉賞

オリンピック競技大会において1位となった者

4 愛知県スポーツ功労賞

(1) オリンピック競技大会において2位から8位までに入賞した者

(2) 世界選手権大会において3位までに入賞した者

(3) アジア競技大会において1位となった者

(4) 世界的規模のスポーツ競技会において1位となった者

(5) 公認の世界新記録を樹立した者

(6) その他前各号に掲げる者と同等の功績があったと認められる者

(顕彰の時期)

第4 スポーツ顕彰は、必要に応じて随時行う。

(被顕彰者の選考)

第5 被顕彰者の選考は、愛知県スポーツ顕彰審査委員会を設け、これを審査する。

(被顕彰者の決定)

第6 被顕彰者の決定は、愛知県スポーツ顕彰審査委員会の選考を経て、知事が決定する。

(庶務)

第7 スポーツ顕彰に関する庶務は、スポーツ局スポーツ課において処理する。

(補則)

第8 この規程に定めるもののほか、必要な事項は知事が定める。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。